

予定価格事後公表における再度入札の取扱方針

平成27年10月1日制定

契約室が発注する予定価格事後公表の入札において、予定価格の制限の範囲内で落札者となる者がいない場合に行う再度入札について以下のとおり取扱うものとする。

1 再度入札の回数

2回までとする。

2 再度入札の入札書提出締切

再度入札の入札書提出締切は、原則として次のとおりとする。なお、入札参加者が入札場所に集合して行う入札においては、初度入札に引き続いて直ちに再度入札を行うものとする。

(1) 電子入札 初度入札の開札日の翌日17時（翌日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日とする。）

(2) 郵便入札 初度入札の開札日の翌日消印有効（翌日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日とする。）

3 再度入札の参加者

初度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格若しくは低入札価格調査制度の失格基準額を下回った者については、再度入札に参加できないものとする。

4 内訳書

(1) 工事の入札に係る再度入札においては、工事費内訳書の提出を要しないものとする。

(2) 物品の購入、物品の修繕及び印刷物の製造請負の入札に係る再度入札においては、内訳書の提出を要するものとする。ただし、初度入札において内訳書の提出を求めなかった案件については、この限りでない。

備考

2回目の再度入札については、2及び3の「初度入札」を「1回目の再度入札」と、「再度入札」を「2回目の再度入札」と読み替える。